

物品調達等における電子入札者心得

桑名市では、入札手続きの透明性・公正性の確保と入札参加者の負担軽減、利便性の向上を図るため、平成26年10月15日からインターネットを利用した電子入札を導入しています。

この心得は、桑名市が電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者が守るべき事項について定めるものです。

1. 電子入札対象案件について

対象とする案件は、原則として、桑名市が発注する物品の買入れ・借り入れ、印刷、役務（その他業務委託）とします。

入札を電子により執行する場合は、公告又は指名通知書等において「電子入札による」と表記します。

2. 発注案件の公表について

発注にかかる公告は、桑名市ホームページの「入札・契約＞物品等電子入札＞入札情報公開システム＞発注情報検索」の画面で閲覧することができます。

入札に参加しようとする者は、入札要件・仕様書等を十分ご確認のうえ入札してください。

3. 仕様書、見本について

仕様書等は「入札情報公開システム＞発注情報検索」画面に掲載しますので、対象案件を検索後、閲覧してください。

仕様書等に見本ありと記載がある場合は、契約監理課に現物があります。

見本については、可能な限り写真を撮るなどして入札情報公開システムに掲載しますが、現物を確認したい方は契約監理課までお越しください。

4. 質問について

質問については、公告に別に定める場合を除き、担当課へ直接お問い合わせください。

仕様等変更が生じる場合は「桑名市情報公開システム＞発注情報検索」画面において掲載します。

5. 同等品について

同等品で入札に参加する場合は、入札書の提出期限の3日前まで（土日、祝日を除く。）に担当課へ同等品確認書を提出し、承認を得てください。

6. 入札方法について

電子入札による参加者は、当該入札にかかる公告又は指名通知書等に示した入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出してください。その際、入札金額等の入力を正確に行い、入札書提出内容確認画面において、再度入力内容等を確認してください。

なお、一度送信された入札書の入札金額は、訂正することができませんので注意してください。

また、入札書の入力に際し、電子くじ用の「くじ入力番号」欄に任意の3桁の数字を入力してください。

※ 入札書には、消費税及び地方消費税額を含まない金額を記載してください。

7. 必要書類の提出について

内訳書、同等品確認書等の必要書類を提出する場合は、電子入札システムの添付機能を利用して、期限までに提出してください。その際使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、別途指示がある場合をのぞき、別表1のとおりとします。

内訳書以外の書類については、電子ファイルによる送信ができない場合、書面での持参による提出も受け付けます。

提出期限については、入札書の提出期限までとなります。

提出書類の容量が3MBを超える場合は、書面にて必要書類を持参により提出してください。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとします。

8. 入札の辞退について

入札書の提出後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに、電子入札システムにより辞退届を提出してください。

9. 開札について

同一案件において紙入札による入札参加者がある場合は、開札日時をもって当該封筒を開封し、電子入札システムに登録して開札を行うものとします。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定します。

10. 開札の立ち会いについて

入札参加者が開札の立ち会いを希望する場合は、一般競争入札、指名競争入札に限り立ち会うことができます。

立ち会いを希望する場合は、開札日の前日（執務時間内）までに、電話により契約監理課契約調達係へ申込みをしてください。

代表者以外の方が代理人として開札に立ち会う場合は、立会人委任状を提出してください。

11. 開札結果について

開札の結果については、以下のとおり連絡します。

入札参加者全者に対し、落札業者名等を記載した「落札通知書」を、電子入札システムにより送付します。

なお、入札の結果については、契約監理課において入札結果の閲覧をするか、桑名市ホームページの「入札・契約>電子入札>入札情報公開システム」でご確認ください。電話での問い合わせはご遠慮ください。

12. 入札の無効について

電子入札を執行するにあたり、次の各号の一に該当するときは、入札を無効とします。

- (1) 入札参加資格要件を満たさない者、又は入札指名通知書を受領しなかった者が入札したとき
- (2) 入札者が同一事項の入札で2以上の入札をしたとき

- (3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき
- (4) 記名又は押印に相当する電磁的記録がないとき
- (5) 入札金額の表示を改ざんした、又は訂正したとき
- (6) 入札書に指定された項目を入力しなかった、若しくは不要な項目を入力した、又は入力した内容が不明確なとき
- (7) あらかじめ指定した日時までに入札書が到達しないとき
- (8) 別途指示がある場合を除き、内訳書が添付されていないとき
- (9) 同等品で入札する場合に、同等品確認書の提出がないとき
- (10) その他必要書類の提出がないとき
- (11) 電子証明書の不正な使用があったとき

12. その他

電子入札案件における紙入札の取扱いについては、別に定めるものとします。

別表 1

使用するアプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC、DOCX形式
Excel (Microsoft Corp.)	XLS、XLSX形式
その他	PDF形式 (画像ファイル) JPEG、TIFF又はGIF形式 (圧縮ファイル) ZIP形式、ただし自己解凍形式(EXE形式) は認めない。